

令和三年六月十八日受領  
答弁第一六二号

内閣衆質二〇四第一六二号

令和三年六月十八日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員松原仁君提出消費抑制型政策実現策の排除に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出消費抑制型政策実現策の排除に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「製品の仕入れ費用を給付すること」の意味するところが必ずしも明らかではないが、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第二十八条第一項の規定により、主務大臣は、同項に規定する特定プラスチック使用製品提供事業者が「特定プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するために取り組むべき措置に関し、当該特定プラスチック使用製品提供事業者の判断の基準となるべき事項を定める」こととされており、当該判断の基準となるべき事項の具体的な内容については、今後、商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチックが使用されている製品の実態等を踏まえつつ、有識者を始めとして、広く国民の意見を聴きながら、検討していく予定である。

二について

お尋ねの意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、政策の実現のための手法については、それぞれの政策課題を巡る状況等を踏まえて、総合的な観点から検討されるべきものであることか

ら、一概にお答えすることは困難である。